

事 務 連 絡

令和 6 年 8 月 2 日

関係省庁各位

消費者庁参事官（公益通報・協働担当）

消費者志向経営優良事例表彰について（依頼）

平素より消費者行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

消費者庁では、消費者と共創・協働して社会価値を向上させることを目指した「消費者志向経営」の推進に取り組んでおります。「消費者志向経営」とは、事業者が積極的に自らの本業を通じてどのような社会を目指したいのか（環境問題への貢献、地域社会の活性化等）を示し、消費者から共感を得ることで、本業での成功、顧客満足度の向上と目指す社会の実現の両立を目指すものです。

このたび、「令和 6 年度消費者志向経営優良事例表彰」の募集を開始いたしました。本表彰は、消費者志向経営の推進活動の一つとして平成 30 年度から始まり、今年度で第 7 回目となります。これまで延べ 37 件 60 業者が表彰され、受賞事業者の取組は消費者や社会に発信しており、今年度も同様に消費庁 HP 及び表彰式等にて発信する予定です。消費者志向経営に取り組む事業者の皆様に、下記消費庁 HP 掲載の募集要領等を御確認いただき、ふるって御応募いただきたいと思いますと考えております。

また、事業者が消費者志向経営に誠実に取り組むことについて自主宣言を行うとともに、そのフォローアップを行う活動（消費者志向自主宣言・フォローアップ活動）の呼び掛けも行っております。令和 6 年 7 月末時点で 715 事業者が自主宣言を公表しており、こちらは通年申請を受け付けておりますので、あわせて御確認いただけますと幸いです。

（消費庁ウェブサイト：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/consumer_oriented_management/propulsion_organization）



ウェブサイト
二次元バーコード

関係省庁におかれましては、所管する業界に対し、上記を周知いただきますようお願いいたします。

(別紙1) 令和6年度消費者志向経営優良事例表彰チラシ

(別紙2) 消費者志向経営優良事例表彰の御案内

(別紙3) 消費者志向経営・消費者志向自主宣言の御案内「“消費者志向自主宣言”してみませんか？」

<本件についての問い合わせ先>

消費者庁 参事官(公益通報・協働担当)室

担 当：中谷・對馬・佐藤

電 話：03-3507-9181(直通)

メール：g.yuryojirei@caa.go.jp